（備考）　例えば、12月～６月を１つ目の拠出区分期間とし、７月～11月を２つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

10. 返還資産額の状況

	人　　数	返　還　資　産　額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

（備考）　事業年度内に返還された資産について記載すること。

11. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

⑴　資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況全般について

①実施事業所に使用される者が企業型年金加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

（備考）　該当するものに○印を記載すること。

⑵　上述⑴②を行っている場合、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

①半年に１回
②１年に１回
③２年に１回
④３年に１回
⑤その他

⑶　⑵で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

12. 運用の方法の数（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

①当該事業年度末時点の運用の方法の数	
②第四号施行日時点の運用の方法の数	

（備考）
１．②は、平成30年５月１日時点の運用の方法の数を記載すること。
２．運用の方法の数は、令第15条第１項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

13. 各運用の方法ごとの個人別管理資産の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
２．事業年度末の状況について記載すること。
３．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
４．運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
５．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
６．「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第２項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
一　令第15条第１項の表の１の項イ及びロに掲げる運用の方法
二　令第15条第１項の表の２の項イに掲げる運用の方法
三　令第15条第１項の表の３の項イからホまでに掲げる運用の方法
四　令第15条第１項の表の４の項イに掲げる運用の方法
五　令第15条第１項の表の５の項イに掲げる運用の方法
７．「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第１項の表の２の項ニ又は３の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

14. 指定運用方法の選定状況（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

①指定運用方法が企業型年金加入者に提示されている	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	

（備考）
１．①は、該当する場合に○印を記載すること。
２．②～⑤は、①で指定運用方法が提示されている場合にのみ記載すること。
３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。